



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3489号 2017.1.29 発行

障害者対応要領 策定は43% 市区町村の理解進まず 東京新聞 2017年1月29日

全国の市区町村のうち、昨年四月に施行された障害者差別解消法で策定が義務づけられた対応要領を実際に作ったのは、施行半年後の昨年十月一日時点で43%にとどまることが分かった。対応要領は障害者が暮らしやすい街づくりを進めるため、職員がどう対応するかまとめた文書。相模原殺傷事件で共生社会のあり方が問われる中、障害者施策を進める市区町村の理解が進んでいない。(城島建治)

法律を所管する内閣府が全国の自治体にアンケートをした。その結果、全国千七百四十一の市区町村のうち、対応要領を策定したのは七百五十七だった。

横浜市は幅広く障害者から意見を聞き、不当な差別として「障害を理由に会議、講演会、イベントへの参加を断る」ことを挙げ、視覚障害者への合理的配慮としては「ホームページにPDFデータのみでなく、音声に変換できるよう、テキストデータも掲載する」と明記した。具体的な対応要領があれば、自治体は障害者が社会参加しやすい施策を進めることができる。

障害者が不利益を受ける問題は法施行後も続いている。昨年八月には埼玉県入間市共催の大相撲地方巡業で、障害者が車いす観戦を断られたことが明らかになった。

職員が適切に対応するには、障害の種類や程度によって、どのような配慮が必要か知る必要がある。法律が市区町村に対し、自治体内で暮らす障害者や関係者に意見を聞くなどして、対応要領を策定するよう義務づけたのもそのためだ。

内閣府は「障害者団体と二人三脚で対応要領を策定する自治体もある。こうした試みが広がるよう働き掛けたい」と話す。

障害者政策に詳しい慶応大の岡原正幸教授(社会学)は「法律の精神がないがしろにされている。障害者の見解を踏まえて具体的な対応要領を定めることで、法律の理念は実現する。早急に対処すべきだ」と指摘する。

対応要領とは別に、障害者差別解消法は全国の市区町村に、障害者からの相談の解決を後押しする専門組織「障害者差別解消支援地域協議会」を作るよう求めているが、設置は全体の29%にとどまる。

地方自治体による 対応要領の策定状況

自治体内で暮らす障害者や関係者に意見を聞くなどして、対応要領を策定する

例えば、横浜市は「(聴覚障害者に対し)本人の希望を確認し、筆談や手話等で対応する」と明記

具体的な対応要領があれば、職員は適切に対応しやすい

全国の市区町村のうち、策定したのは43%のみ

名古屋で福祉映画祭が開幕 監督、評論家の対談も 中日新聞 2017年1月29日

差別や人権をテーマにした映画を上映する「福祉映画祭 in Nagoya 2017」が二十八日、名古屋市昭和区花見通一の昭和文化小劇場で始まった。二十九日まで。

初日は英国の同性愛者たちの活動に焦点を当てた映画「パレードへようこそ」など三作品を上映し、約百人が参加した。

視覚、聴覚障害者からも楽しめるようにと、映画作品の多くは字幕や音声での場面説明があった。

参加者にスクリーンに映した絵を見て、障害者の生活の障壁になるポイントを探してもらった研修もあった。

実行委事務局長の近藤佑次さん（30）は「少数派の人を排除せず認め合うことの大切さを感じてもらえれば」と話していた。

映画の上映後、障害をテーマに討論する来場者＝名古屋市昭和区の昭和文芸小劇場で

二十九日は、貧困にあえぐ人たちを描いた「百円の恋」など四作品の上映のほか、映画監督や映画評論家などの対談、座談会もある。入場料は一日千円。出入りは自由。（安福晋一郎）



離婚後の親子関係を考えるシンポジウム 東京 NHKニュース 2017年1月28日

夫婦が離婚したあとの子どもの支援について考えるシンポジウムが東京都内で開かれ、離婚や別居で離れて暮らす親子の「面会交流」をめぐる、子どもと別居する親と同居する親、それぞれの立場から当事者が意見を交わしました。

このシンポジウムは、離婚後の子どもの支援に取り組む研究者などのグループが主催したもので、およそ120人が参加し、離婚などで別れて暮らす親子の「面会交流」について当事者などが意見を交わしました。

この中で、子どもと別居している親の立場からは「親子断絶防止法全国連絡会」の寺前忠さんが「別居する親が養育に関われば、一人で子育てしている親にもゆとりが生じ、子どもの幸せにつながる」と双方の親が子育てに関わることの重要性を訴えました。

そのうえで、子どもに会いたくても会えないケースが少なくない現状について「一方の親が何も言わずに家を出て子どもとの面会まで断絶しようとする『連れ去り』を防ぐための新たなルールが必要だ」と主張しました。

これに対し、子どもと同居する親の立場からNPO法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」の赤石千衣子さんが「別れて暮らす親子の関係が平和に保てることは望ましいし、親を知りたいという子どもの気持ちの面でも重要だ」と述べて、面会交流の意義を認めつつも、「離婚した当初は仕事探しなどで気持ちに余裕がないことも多く、面会を求められても難しいのが実情だ。子どもが安心して別れた親とも関係を築いていけるような支援体制を充実させてほしい」と訴えました。

専門家「子どもの利益を最優先に」

家族法が専門で今回のシンポジウムを主催した早稲田大学法学学術院の棚村政行教授は「離婚も増え、家族は多様化しているが、総合的に子どもの養育を応援するという体制は十分整っていない」としたうえで、子どもの利益を最優先に考えた法整備などを検討すべきだと指摘します。

棚村教授は「どうしても大人どうしの意見の対立になりがちだが、子どもの幸せを第一に知恵もお金もパワーも集中させる議論が必要だ。面会交流だけでなく、養育費や子育て全般などさまざまな面から支援が必要な人が多い。家庭のことだから自分たちでやりなさいということではなく、国や自治体など関係する機関が積極的に関わり、当事者や子どもの支援をする枠組みを社会全体で考えていきたい」と話しています。

超党派の国会議員が法案の準備

面会交流をめぐる超党派の国会議員が、別れて暮らす親と子が定期的に会い親子関係を維持することを促す法案の準備を進めています。

現在検討されている法案では、夫婦が離婚する際には、別れて暮らす親と子どもの面会

交流や養育費の分担について、あらかじめ書面での取り決めをすることや、面会交流を定期的に安定して行い、面会が行われていない場合は、早期に実現されるように努めること、国や自治体は、定期的な面会についての相談や支援を充実させることなどが、盛り込まれています。

一方で、子どもに対する虐待や元の配偶者に対する暴力などの事情がある場合には、面会交流をさせないことを含めて、実施の場所や頻度など特別な配慮をすることとしているほか、定期的な面会交流については、年齢や成長の発達に応じて子どもが自分の意思を表明する機会を確保するとされています。

超党派の国会議員はこの法案を今の通常国会に提出することを目指しています。

江差高の集団ノロ、校内販売パン原因 製造の事業所営業停止

北海道新聞 2017年1月29日

【江差】江差保健所は28日、社会福祉法人「江差福祉会」（檜山管内江差町、樋口英俊理事長）が運営するパン製造の事業所「あすなるパン」（同管内厚沢部町）で製造されたパンを食べた58人がノロウイルスによる食中毒を発症したと発表した。保健所は、あすなるパンを28日から2月1日まで5日間の営業停止処分とした。生徒が嘔吐（おうと）や腹痛を訴えたため25～27日の3日間、臨時休校した江差町の江差高は、校内であすなるパンを販売していた。

一緒に調理、子ども笑顔 京都・長岡京「みんなのポケット」初開催

京都新聞 2017年1月28日

自分たちで作った料理を味わう子どもたち（長岡京市東神足2丁目・きりしま苑）



子どもたちと調理や食事を共にする取り組み「みんなのポケット」が26日夜、京都府長岡京市東神足2丁目の市地域福祉センター「きりしま苑」で初めて開かれた。小学生らが、新鮮な野菜や寄付された保存食などを使って調理した料理を味わった。

食や遊びを通じて子どもの生きる力を育てようと、全国で広がっている「子ども食堂」を参考に、市社会福祉協議会職員や保育関係者らでつくる実行委員会が企画。この日は隣接する長岡第九小の1～6年生ら12人と保護者が参加した。

児童らは手洗した後、実行委メンバーに教えてもらいながら慣れない手つきで慎重にダイコンをすり下ろしたり、大根おろしを小判状に丸めたりしてダイコンもちを作った。お湯を入れると15分で食べられる災害用の五目ご飯や、ハクサイやニンジンなどが入ったみそ汁と一緒に全員で喫食。「野菜がやわらかい」「ポテトみたいな味がする」と、おいしそうに口に運んでいた。4年の辰巳翠子さん（10）は「みんなで一緒に食べると楽しい。今度はみんなでお寿司を作りたい」と話していた。

今後、毎月1回開催する予定で、2月23日、3月23日に、いずれも午後6時からきりしま苑で行う。問い合わせは同実行委事務局の市総合生活支援センターTEL075（963）5508。

なぜ「あの人」は仕事を抱え込むのか 8つの特徴 経営コンサルタント、セレブレイン代表取締役 高城幸司（3） 日本経済新聞 2017年1月29日
現場では優秀だった人が、「使えない人」になる仕組み

仕事は振るべきと理解していても、世の中には、自分だけで抱え込んでしまう人がたくさんいます。

「上からどんどんムチャ振りをされて、かなり無理して働いている。けれど、それをどこに振れというんだ。部下も後輩も少ないうえに、彼らだってかなり無理をして働いているんだ」

長期の不況に苦しんだ日本企業が、従業員の採用をかなり抑えてきたために、このような愚痴をこぼしたくなる人が多いことは理解できます。

ただし、周囲を見回せば、どんどんと周囲に仕事を振っている人もいます。「でも、下にどんどん仕事を振っているやつらは、部下や後輩から激しく不満を持たれていて、人望がまったくない。そんなマネはしたくない」

この言い分も間違いありません。仕事を振る人のうちのかなりが「振り下手」で、ムチャなスケジュール、内容で仕事を振って周囲の反感を買っています。ただし、一方でごくわずかとはいえ、「振り上手」がいて、組織全体をうまく回しているのです。

この連載は、ムチャ振りですらも適切に行える「振り上手」を目指すものですが、それ以前に仕事を抱え込む人は、そもそも「振る」という選択肢自体を持ってないでいます。まずは、ここを解決する必要があります。

先にも簡単に説明したように、仕事を抱え込んでしまう人は、キャリアを積むのが難しくなります。

「自分の能力の限界まで昇進したものの、その後、その地位では使えない、または無能な存在になる」というピーターの法則があります。

「いち社員としては優秀だったので管理職に出世したけれど、その地位では使えない人になってしまう」「あの人は課長としてはすごく優秀だったけど、部長になった途端にダメになった」。会社員なら誰もが、よく耳にしますよね。

つまり現場で有能な人が登用されやすいとして、「現場で必要とされる能力」と「管理をする立場で必要になる能力」とでは大きな違いがあるので、無能な管理者が生まれてしまうのです。

これが組織全体で連鎖していくと、各階層で優秀な人が出世する→次についたポジションで「使えない人」になる→組織の各階層が「使えない人」だらけになる、という不都合が起きてしまいます。そのため、上のポジションで活躍できる能力を示さない限り、出世させないというのが解決方法の1つになるわけです。

仕事のレベルが上がれば、それまでのやり方を続けていると、途中で行き詰まることもあるでしょう。ごくシンプルに言うと、現場レベルの仕事は、自分の手を動かすこと、上のレベルの仕事は、人を動かすことです。

たとえば、引き受けた仕事ができなかったとき、つまり新しく目の前に現れた山に登れなかったときに、「1つ前のレベルの山は登れた」ことに気づきます。こうして初めて、自分が登れる山の高さの限界を知ることができるのです。

仕事を抱え込む人は、山が高くなれば、登り方そのものを変える必要、つまり仕事を手放す必要があるということに気がついていないため、次のレベルの山も（これまでの働き方で）きっと登れると思いつつも、今の仕事で手一杯なことを理由に実際には登ろうともしません。

それでいながら、「今は仕事が詰まっていてできませんが、やらせてもらえばできます」と言われても、そんな人に大きな仕事を任せることなどできません。「本気になったらすごい」と言う人が、本当にできるかどうかは疑問が残るからです。

そのような人たちには、「それって自分の仕事を『振れ』ということだよ」と言いたくなります。

振れない人には8つの特徴がある

振る側は、結果や成果を求めますが、どのように進めるかはお任せということが多いでしょう。少し乱暴ではありますが、相手がどのようにやろうと、そのプロセスはどうでも

よかったです。なぜなら、本来的に仕事は結果がすべてだからです。

振る側がプロセスを見たいと考えるケースが、例外として2パターンあります。

1つ目は、振られた人がその仕事をできない可能性があると考えるとき。「この仕事、お願いね」と振りつつ、「その都度、進捗を教えて」と言うのは、プロセスを管理しないと不安だから、また育成をしないといけないという思いがあるからです。

2つ目は、仕事のスパンが長い場合。今日明日の納期であれば、プロセスをチェックする余裕はありませんが、3年がかりのプロジェクトともなれば、さすがに途中経過を見ておきたいものでしょう。

しかし、これらの条件以外、つまり比較的スパンが短く、この人に振れば大丈夫だと思える仕事であれば、たいていの人は、「じゃ、後はよろしくね」です。「任せた仕事は全部君のところで完結してね」です。

自分でやろうが、さらに後輩に任せようが、どちらでもいいから、とにかく完結させてくれればいい。つまり「再委託をしてはいけない」という前提条件が含まれているケースというのは、意外と少ないものです。

もちろん、会社対会社の場合は、コンプライアンス上、「再委託はダメ」というケースもあります。しかし通常は、たとえば会社内での仕事のやり取りだったりすると、任せた仕事が「再委託禁止」になっているケースは少ないでしょう。

振った人間からすれば、相手が仕事を抱え込んだまま前に進めずにいるのを見ると、「受け取ったボールをもっと誰かに渡せばいいのに」と思うのです。それゆえ、仕事が予定通りに終わらない場合、おそらくこう聞くはずで

「なんでできなかったの？」

こう問われると、振られた側は、「仕事がパンパンで、本当に厳しくて……」など、忙しすぎたことを理由にします。その際、「ああ、そうだったんだあ。それは大変だったね」と同情されるのを期待していることすらあります。

しかし、振った人間がそんな返答をすることは、まずありません。口にするかどうかはともかく、本音はこうです。

「だったらそれ、最初に言ってよ」

「それでも受けたんだから、誰かに任せてでも、うまくまとめてほしかったよ」

ただし、特に古いタイプの日本企業では、「振る」という行為がネガティブにとらえられるケースもあります。そういう会社では、上司から頼まれた仕事を勝手に同僚や後輩に再委託すると、「なんと無責任なやつだ、なんて勝手なやつだ」と思われてしまうリスクもあるでしょう。

さらに、作業的な仕事、それ以上は細分化できないような仕事（すぐ後に説明します）は、ピンポイントで「お前、やれ」と依頼している場合もあって、それを他人に丸投げすると、怒られることもあるでしょう。

そういうわけで、自分の周囲がどういう空気か、上司がどういう性格の人物か、どういう仕事かなどについては、注意を必要とするのですが、理由を正しく説明して「振る」ことをきちんと報告しておけば、おそらく問題はないでしょう。

フルーツメールが2008年に実施した「部下に求めることランキング」でも、「ハウレンソウ（報告・連絡・相談）をきちんとする」が全体の18.1%で1位となっています。

仕事を振る側からすれば、「振れない人」に振ってしまうと、仕事が回らなくなる危険性が生じます。

そして、たいへん厄介なことに、振れるタイプか振れないタイプかは、パッと見ではなかなかわからないものです。

しかし、経験を積み上げていくと、「この人は抱え込むタイプだな」「振るのが下手なタイプってこういう人かも」というのが徐々にわかってくるようになります。それは見た目や性格ではなく、仕事に対する取り組み方、考え方の中に込められていることが多いものです。

振る立場の人は、普段から相手の仕事ぶりをよく観察しておくといいでしょう。特に、次に挙げる 8 つのタイプの人物は要注意です。仕事を抱え込み、パンクする可能性を見越したほうがよさそうです。

1. 仕事の切り出し（分解）ができない
2. ゴールを決めていない
3. 断られる恐怖にとらわれている
4. 単純化できない
5. 他人に手柄を取られたくない
6. 忙しい状態の自分に酔っている
7. コントロールフリーク
8. 人に借りをつくりたくない

いかがでしょうか。思い当たる節があるのではないのでしょうか

社説「認知症初期支援」早期診断の体制確立を 沖縄タイムス 2017年1月29日

保健師らが認知症とみられる人を訪ね早期診断につなげる「認知症初期集中支援チーム」の設置が遅れている。認知症対策の国家戦略「新オレンジプラン」では2018年度までに全ての自治体に支援チームを置くことになっているが、15年度までの設置は287市区町村で全体の16・5%にとどまっている。県内はさらに低く4市村（9・8%）だけだ。早めの治療で進行を遅らせ、生活の質を高めるためにも体制の確立を急いでもらいたい。

支援チームは専門医の指導の下、保健師や看護師、社会福祉士らで構成。「認知症では」と不安に思った本人や家族からの連絡を受け、自宅を訪問し、医療機関や介護サービスへと橋渡しをする。県高齢者福祉介護課の調査によると、県内では15年度に浦添市、渡嘉敷村、沖縄市、宮古島市で取り組みがスタート。本年度は5市村が設置を予定している。

設置に踏み込めない理由に「要件を満たす医師が確保できない」ことを挙げる市町村が多く、核となる専門医不足が浮き彫りとなっている。

しかし、大分や兵庫など設置率が既に5割を超えているところもある。

離島が多く専門職の確保が難しい事情はあるだろうが、自治体で合同チームをつくったり、民間の力を借りるなどの方法も模索すべきだ。県内には65歳以上で認知症の人が約3万9千人いる。高齢者のおよそ7・4人に1人という計算だ。高齢化とともに増える認知症の人をどう支援するかは、社会全体の課題である。

「認知症の人と家族の会」などの13年の調査で、家族が異変に気付いてから本人が医療機関を受診するまで、平均9カ月半を要したという結果が出ている。認知症は物忘れなどの兆候が表れても、「年だから」と思い込み、受診が遅れるケースが少なくない。

一方、「私は認知症じゃない」と受診を拒否したり、家族が「本人に受診を言い出せなかった」など、非常にデリケートな問題でもある。

最近では1人暮らしの高齢者が増えていて、周囲に気付かれないうちに症状が進行するケースもあるという。早期診断で本人の不安を和らげ、家族をサポートし、よりよい生活につなげることが大切だ。病院に行くのはハードルが高くても、自宅に出向いて気軽に話を聞いてくれるチームが果たす役割は大きい。

認知症の当事者が声を上げ始めた2000年代以降、「自分らしく生きるための支援」がケアの中心となっている。人格を尊重した支援である。

認知症の初期の段階は、適切なサポートとちょっとした配慮があれば、仕事を続けることも可能で、ボランティアに汗を流したり、家事を担ったりとできることがたくさんある。

その後の人生を豊かにしていく早期診断、早期対応の重要性を社会の共通認識としたい。

社説：教育機会確保法 多様な学びへの一歩に 京都新聞 2017年01月28日

不登校の児童生徒への公的支援を明記した教育機会確保法が昨年末に議員立法で成立し、2月に施行される。フリースクール（F S）など学校以外での多様な学びが認められ、不登校が差別されない社会への一歩として生かしたい。

文部科学省によると、学校を30日以上欠席した不登校の小中学生は、2015年度は12万6千人で、全体に占める割合は1・26%と過去最高だった。F Sなど民間受け入れ施設は全国に474カ所あり、4200人の小中学生が通う。

確保法の特徴は、国や自治体に不登校への支援を求める一方、学校復帰を必ずしも前提としない点だ。これは重要な方向転換だ。

従来、学校や児童相談所による不登校支援は、何とか学校に戻そうとする取り組みが中心だった。それが適切な場合もあるが、一方で集団生活への心理的負担が大きい児童生徒をかえって追い詰め、苦しめる場合も少なくない。学期初めの4月と9月に青少年の自殺が集中する事実がそれを物語る。

「学校を休んでもいい」「学校外でも育っていける」というメッセージの法律化は、不登校の児童生徒や保護者の安心感につながる。教職員やスクールカウンセラーを再登校に向けた無理な指導から解放する効果もあろう。

とはいえ、確保法の理念を施策化していくのはこれからだ。

まずは経営難に苦しむF Sへの財政支援や人材確保である。「速やかに経済的支援のあり方を検討し、措置を講ずる」との付則を具体化せねばならない。

F Sの運営目的や学習実態はさまざまで、居場所タイプや学校復帰を念頭に授業を行うタイプ、発達障害への対応が重点のタイプなどさまざま。文科省は昨年度からモデル事業を始めているが、どういうスクールを支援対象とするのか、十分な議論を求めたい。

学校外教育をどう評価し、扱うのかも重要だ。現在でもF Sへの通学を校長裁量で出席扱いにしたり、卒業を認めたりできるが、その範囲や基準の明確化が必要だ。学力は身についても卒業資格が得られないために進学や就職で不利になるのでは、法の趣旨に反する。

その一方で、不登校にならないよう、学校に「居場所」をつくる工夫も大切だ。多様な学びを尊重するといっても、学校の役割や価値が下がるわけではない。

社会の将来を担う子どもたちに適切な学びの機会を提供することは大人の責務だ。その手段はより多様で柔軟であっていい。

社説：夜間中学 学び直しの場広げよう 朝日新聞 2017年1月29日

学ぶ機会を十分に得られなかった人が通う夜間中学。山田洋次監督の映画「学校」で存在を知った人も多いのではないか。その充実を目的のひとつとする教育機会確保法が、来月全面施行される。学び直しの場を広げるきっかけとしたい。夜間中学は戦後の混乱期に、仕事や家の手伝いなどで学校に通えない子のために始まった。

いまは中学を卒業できなかった中高年だけでなく、不登校だった子どもや外国から移り住んだ人も集う場になっている。

だがその数は、東京、大阪、神奈川など8都府県にわずか31校しかない。もっと需要があることは、14年に文部科学省が行った調査から明らかだ。ボランティアらで運営する「自主夜間中学」は、識字学級もふくめて全国に約300カ所あり、夜間中学の4倍以上にあたる約7400人が通っているという。確保法はこうした状況を踏まえ、夜間中学の設置や自主夜間中学の支援などを行い、希望する人に就学の機会を提供するよう自治体に求めている。文科省も「都道府県に1校以上」という目標をかかげ、来年度予算案に自治体の新設準備についての調査研究費を盛り込んだ。

国と地方が連携して、事態を前に動かしてもらいたい。

文科省は、施策を総合的に進めるための基本指針づくりに取り組んでいる。現場の実情をよく知る教職員やボランティアの声をていねいにくみ上げ、指針に反映させてほしい。

学校の設置だけでなく、教育条件の整備も欠かせない。

年齢や国籍、学習の習熟度が様々な生徒を指導するには、一般の学校を上回る数の専任教員が必要だ。力量も問われる。

生徒への経済支援はどうか。普通の小中学校に通う子どもについては、学用品や給食、通学などにかかる費用の一部を、国や市町村が援助する制度がある。夜間中学を設置している自治体の多くも同様の支援をしているが、「支給期間や対象が限られるなど十分とは言えない」との声がある。新法の趣旨を踏まえた充実策が必要だ。

夜間中学のなかには、生徒が昼の中学の文化祭に行ったり、逆に昼の生徒が夜の授業を受けたりして、勉強する意味や喜びを確かめあっている例がある。外国人が日本語を学び、日本の習慣を身につけることは、互いの垣根を低くして、住みよい地域社会づくりにつながる。「わがこと」として、学びのセーフティーネットを厚くする営みを重ねていきたい。

社説：刑の見直し 再犯防止につなげたい

北海道新聞 2017年1月29日

法務省が、刑務所での作業を義務付ける懲役刑の見直しを検討している。

時間の短縮など刑務作業を軽減する代わりに、更生のための指導を充実させて、円滑な社会復帰や再犯防止につなげる。それが目的だという。

作業の義務がない禁錮刑と一本化し、新たに「拘禁刑」などとする案が伝えられる。実現すれば刑法の制定以来、初めて刑罰の種類が変わることになる。

確かに、再犯防止は重要な課題だ。新たな刑が受刑者の立ち直りを後押しするのであれば、方向性として理解できる。

見直し案は2月にも法制審議会に諮られる。建設的な議論を尽くしてもらいたい。

一般的に懲役刑は故意犯、禁錮刑は過失犯に適用されることが多いとされる。ただ、それもケースバイケースで、事件ごとに裁判所が判断している。

懲役刑は日本の刑罰制度に定着していると言えるが、木工や印刷といった作業に多くの時間が割かれ、きめ細かな更生指導には限界があるとも指摘されている。

「自由を拘束しているのに、さらに作業を強いるのは疑問だ」「作業は必ずしも出所後の就職に役立たない」。こうした声もある。

刑罰の目的には「制裁」と「更生」という両面があるだけに、懲役刑の見直しにはさまざまな意見があるだろう。ただ、改善すべきは改善し、刑務所の教育的な機能を高めることには意味がある。

まず強化しなければならないのは、再犯者への対応だ。

2015年の検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は48%と、19年連続で増えている。

薬物や性犯罪などの再犯を防ぐ指導は既に取り入れられている。だが、歯止めになっていない面もあり、実効性の高い制度にする必要がある。刑の見直しに際して、最も重視すべき点だ。

気になるのは、今回の見直しが、少年法の適用年齢を「20歳未満」から「18歳未満」に引き下げようとする考え方と関連して語られていることである。

司法手続きで18、19歳を成人と同様の扱いにすれば、新たな矯正の仕組みが必要になるとの指摘があるためだが、別の話だ。適用年齢は下げべきではない。

見直しを巡っては、被害者側への配慮も忘れてはならない。「受刑者に甘い」「懲らしめに反する」との受け止めもあろう。国には丁寧な説明を求めたい。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

